

地域未来投資促進法 支援制度のご案内

成長ものづくり分野

愛媛県全20市町対象



愛媛県地域産業活性化協議会
(愛媛県経済労働部企業立地課)

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を促進することをねらいとしています。

地域未来投資促進法に基づき、愛媛県では「成長ものづくり」を中心とした事業分野を幅広く支援する基本計画を策定しました。この基本計画に基づき、地域の経済を牽引する事業者を支援します。

愛媛県成長ものづくり分野等における基本計画の概要



計画のポイント	愛媛県の製造品出荷額等は約4兆1,392億円（H26年）であり、四国全体の46.9%のシェアを有する工業県としての特徴を持っており、地域ごとの産業集積が強みとなっている。県内各地域の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官金、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発、創業に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図る。
促進区域	愛媛県全域（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）
経済的効果の目標	1件あたり平均1.6億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を46件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で95億円の付加価値を創出することを目指す。

県知事による地域経済牽引事業計画の承認（県の承認）



地域経済牽引事業の承認要件	要件1 地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか） ①東予地域の紙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ②東予地域の基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業及び医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ③東予地域の海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業及び繊維関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④中予地域の先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業及び食品加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑤南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑥愛媛県のICT関連産業のビジネス環境を活用した第4次産業革命分野 ⑦愛媛県の高規格道路、松山空港、松山港等の交通インフラを活用した物流産業分野
	要件2 高い付加価値を創出すること（事業開始前年度との比較） ・付加価値増加分 3,793万円超 ※付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課
	要件3 いずれかの経済的効果が見込まれること（事業開始年度との比較） ・取引額 7%増加 ・雇用者数 3%増加 ・売上げ 7%増加 ・雇用者給与等支給額 5%増加
計画期間	5年を超えない範囲（ただし、令和5年3月31日までに事業開始すること）

主務大臣による地域経済牽引事業計画の確認（国の確認）



都道府県知事により承認された「地域経済牽引事業計画」に関し、地域の発展の基盤強化に特に資するものであることの確認を主務大臣から受ける必要があります。
確認にあたっては、次の①～④までの要件を全て満たす必要があります。

要件

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ②設備投資額が2,000万円以上であること
③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上であること
④対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

主務大臣の確認申請スケジュール



「確認申請書」を提出する際には、事前に提出先となる主務大臣を確定させる必要があります（※主務大臣については、法第43条第2項参照）。主務大臣を確定させる際には関係省庁との調整を要します。

1. 主務大臣把握のための事前締切り

必ず管轄の経済産業局まで事業内容等をご相談ください。経済産業局への御相談は、順次対応いたしますので、期限に余裕を持った御相談をお願いいたします。

※「主務大臣把握のための事前締切り」までに、事業内容等についてのご相談がない場合、主務大臣が確定できず、申請することができません。

2. 主務大臣による確認日

主務大臣の確認は年4回程度行われる予定で、日程については経済産業省ホームページに公表されます。地域未来投資促進法に関するホームページ（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

I 手続き



II 支援制度

1 法人税等の課税の特例 国税

「先進的な事業」に必要な設備投資（取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること）に対し、税額控除や特別償却により、設備投資を行った**初年度の法人税等の負担が軽減**されます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置・器具・備品 (※上乗せ要件を満たす場合)	40% (50%)	4% (5%)
建物・附属設備・構築物	20%	2%

どちらかを
選択

※上乗せ要件…直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上

2 地方税の課税免除 県税 市町税

「先進的な事業」に必要な土地・家屋等の取得（取得価格の合計が1億円超え（一部5,000万円超え）対象）に対し、**地方税（不動産取得税・固定資産税）が一部免除**されます。

税目	対象	支援措置	備考
不動産取得税【県税】	土地・家屋	課税免除	
固定資産税【市町税】	土地・家屋・構築物	課税免除（3年間）	今治市、東温市、砥部町、大洲市、西予市、愛南町のみ

※県の承認前に取得、建設が開始されたものは対象外

3 日本政策金融公庫による低利融資制度

主務大臣による確認不要

貸付対象	都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者	
資金使途	設備資金及び運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7億2千万円（うち運転資金2億5千万円以内）	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引き下げ(※)
	運転資金	基準利率

※以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引き下げとなります。

新規開業して7年以内／困難な経営状況にある場合／公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

融資に関する問い合わせは、日本政策金融公庫の最寄支店まで。

○松山支店（松山市三番町6-7-3） 電話 089-943-1231

※地域未来投資促進法の承認事業に関する融資である旨をお伝えください。

4 その他の支援制度

- ・経済産業省事業との連携
- ・事業者から自治体に対する事業環境整備の提案手続きの創設
- ・地域団体商標の登録料等の減免
- ・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮 等

ホームページ

★地域未来投資促進法に関するホームページ（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

★地域未来投資促進法に基づく支援（愛媛県企業立地課）

<https://www.ehime-kigyoricchi.jp/treatment/investment.html>

問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2（第1別館6階） TEL:089-912-2474 FAX:089-912-2259	四国経済産業局地域経済部地域未来投資促進室 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33（高松サンポート合同庁舎北館7階） TEL:087-811-8516 FAX:087-811-8555
愛媛県東京事務所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3（都道府県会館11階） TEL:03-5212-9071 FAX:03-5212-9072	愛媛県大阪事務所 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9-1（肥後橋センタービル1階） TEL:06-6441-2829 FAX:06-6441-2830